社会福祉法人まき福祉会役員等の報酬等に関する規程

「平成29年 6月21日⁻ 全 文 改 正-

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人まき福祉会(以下「法人」という。)定款第8条及び第21条 の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬等について定めるものとする。

(定義等)

- 第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
 - (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
 - (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
 - (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
 - (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

- 第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。 ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支 給しない。
 - (1) 非常勤の役員 報酬
 - (2) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

- 第4条 非常勤の役員に対する報酬等の額は別表第1に定める額とする。
- 2 評議員に対する報酬等の額は別表第2に定める額とする。
- 3 役員に対して、各年度の報酬総額が1,000,000円を超えない範囲で支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤の役員及び評議員に対する報酬の計算期間は、毎月1日から月末とする。

- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

- 第6条 役員等が理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたる場合は、 別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等 の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程の全部改正は、平成29年6月21日から施行する。

別表第1 (非常勤の役員の報酬)

役職名	職務内容	報酬額
理事	理事長業務のための出勤	日額 5,000円
	理事会・評議員会への出席	日額 5,000円
	上記の他、法人・施設業務のための出 勤	日額 3,000円
監事	理事会・評議員会への出席	日額 5,000円
	監事監査への出席	日額 5,000円
	上記の他、法人・施設業務のための出 勤	日額 3,000円

ただし、職務遂行に当たる時間が5時間を超えるた場合は、日額を倍にした額を支給する。 職務遂行に当たる時間とは、移動を含めた時間をいう。

別表第2 (評議員の報酬)

役職名	職務内容	報酬額
評議員	評議員会への出席	日額 5,000円
	上記の他、法人・施設業務のための出 勤	日額 3,000円

ただし、職務遂行に当たる時間が5時間を超えるた場合は、日額を倍にした額を支給する。 職務遂行に当たる時間とは、移動を含めた時間をいう。